三・四　（略）

五　告示で定める証票を告示で定めるところにより貼付すること。

六　アルミニウム箔に検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（圧縮水素運送自動車用容器にあつては、年月日）を明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを、取れないように、容器検査に合格した際に当該容器に付けられた第八条第三項の標章又は第六十二条の刻印等にされた同項の規定による打刻又は印字の下又は右に貼付すること。

3　前二項の規定にかかわらず、航空法第十条の規定に適合する容器については航空法施行規則第十五条第十項の基準に基づく表示をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合は当該認可に係る方式をもつて法第四十九条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示とすることができる。

（附属品再検査に合格した附属品の刻印）

第三十八条　（略）

2　前項の規定にかかわらず、航空法第十条の規定に適合する附属品については航空法施行規則第十五条第十項の基準に基づく表示をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合は当該認可に係る方式をもつて法第四十九条の四第三項の刻印とすることができる。

附　則

この省令は、令和七年八月一日から施行する。

○国土交通省令第八十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第五十条第四項の規定に基づき、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第二（第百十九条第二項、第百二十二条第二項関係）

管区気象台又は沖縄気象台	航空地方気象台		航空測候所		担任空港等
	名称	位置	名称	位置	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
沖縄気象台			那覇航空測候所	那覇市	那覇空港 石垣空港 宮古空港 下地島空港 伊江島空港 慶良間空港 粟国空港 南大東空港 北大東空港 久米島空港 多良間空港 波照間空港 与那国空港

改正前

別表第二（第百十九条第二項、第百二十二条第二項関係）

管区気象台又は沖縄気象台	航空地方気象台		航空測候所		担任空港等
	名称	位置	名称	位置	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
沖縄気象台			那覇航空測候所	那覇市	那覇空港 新石垣空港 宮古空港 下地島空港 伊江島空港 慶良間空港 粟国空港 南大東空港 北大東空港 久米島空港 多良間空港 波照間空港 与那国空港

附　則

この省令は、令和七年八月七日から施行する。